

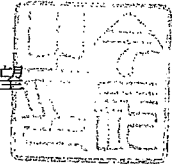


立 特 審 第 2 号
令和 7 年 8 月 1 日

立川市長 酒井 大史 殿

立川市特別職報酬等審議会

会長 松井 望



立川市特別職の報酬等の額について（答申）

令和 7 年 7 月 7 日付け立行人第 1151 号をもって、貴職から諮問のあったこのことについて、次のとおり答申します。

記

1 はじめに

本審議会は、令和 7 年 7 月 7 日に、市長から「常勤の監査委員の給料額について」の諮問を受けた。

常勤の監査委員については、監査機能の強化として組織のガバナンス強化や更なる行政運営の効率化と透明性の確保のために今まで以上に監査の重要性が増していることや、令和 7 年度より新たに内部統制制度が導入され、監査委員もその評価に対して対応することとなったこと等により、令和 7 年 3 月議会において設置に係る条例改正が行われ、9 月議会にその人事議案を提出する予定となっている。

また、立川市特別職報酬等審議会条例第 2 条第 1 項において、「市長は、議会の議員の報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。」と定められている。

このことから、本審議会において、新たに設置される常勤の監査委員の給料月額について検討を要請されたものである。本審議会は、各界代表に加え、市民公募の委員も参加した構成とし、計 2 回の審議会を開催し、必要な関係資料を求めた上で多角的な側面から検討を行った。

2 常勤の監査委員の設置状況等

常勤の監査委員を設置している多摩 26 市及び財政規模等が類似する団体の特別職の給料月額等は、以下のとおりである。

団体名	市長	副市長	教育長	常勤の 監査委員
釧路市	1,035,000 円	835,000 円	725,000 円	700,000 円
苫小牧市	980,000 円	800,000 円	680,000 円	635,000 円
八王子市	1,110,000 円	940,000 円	810,000 円	680,000 円
武蔵野市	1,061,000 円	891,000 円	834,000 円	721,000 円
府中市	1,080,000 円	930,000 円	830,000 円	680,000 円
町田市	1,060,000 円	900,000 円	820,000 円	690,000 円
西東京市	970,000 円	860,000 円	763,000 円	666,000 円
伊丹市	1,036,000 円	857,000 円	725,000 円	417,000 円
山口市	990,000 円	810,000 円	712,000 円	515,000 円

3 結論

本審議会では、ここで新たに常勤の監査委員を設置するという状況を踏まえ、常勤の監査委員を設置している多摩 26 市及び財政規模等が類似する団体の特別職の給料額を比較することを中心に議論が進められた。

「①多摩 26 市において常勤の監査委員を設置している市の給料月額の平均値に合わせる」「②多摩 26 市において常勤の監査委員を設置している市の、市長の給料月額に対する常勤の監査委員の給料月額の割合に合わせる」「③多摩 26 市に加え、常勤の監査委員を設置している類似団体の市長の給料月額に対する監査委員の給料月額の割合に合わせる」という 3 つの案を中心に検討したところ、業務の内容や性質を鑑み、より金額の高い①案にするという考えもあることや、制度的合理性・他団体との整合性という観点から、制度として安定しており、市民や議会に「全国的なバランス」として納得されやすい③案が妥当という意見があったものの、他の特別職、特に市長とのバランスや市民の理解という観点から、①のようにただ平均値をとることや、③のように遠方の状況が違う団体と比較することよりも、②の「多摩 26 市において常勤の監査委員を設置している市の、市長の給料月額に対する常勤の監査委員の給料月額の割合に合わせる」という案が妥当ではないかという意見が多数となり、②案を採用するという結論に至った。

具体的な給料月額は、下記のとおりである。なお、具体的な委員意見については、＜参考＞に記した「審議の内容」を確認されたい。また、給料月額を決定する際、次の意見が付されたため、留意すること。

常勤の監査委員の給料額：月額 679,000 円

○給料額の考え方

団体名	市長	監査委員	市長の給料月額に 対する常勤の監査 委員の給料月額
八王子市	1,110,000 円	680,000 円	61.3%
武蔵野市	1,061,000 円	721,000 円	68.0%
府中市	1,080,000 円	680,000 円	63.0%
町田市	1,060,000 円	690,000 円	65.1%
西東京市	970,000 円	666,000 円	68.7%

5 市平均値 : 65.2%…立川市長 1,041,000 円×65.2%=678,732 円÷679,000 円

4. 付帯意見

- ・ 本審議会では、新規設置ということで常勤の監査委員に限った形の諮問となっているが、他の常勤特別職との均衡性が重要になることから、今後の常勤の監査委員の給料額等の審議については、市長等の他の特別職の給料額等と合わせて審議を行うこと。

<参 考>

○ 審議の内容

審議を進めるにあたり、以下の案のどれが適当であるかの検討を中心に議論が進められた。

給料月額案	
①	多摩 26 市において常勤の監査委員を設置している市の給料月額の平均値に合わせる。
	均衡の原則に倣い、他市の給料水準に応じた支給額を定めるために、多摩 26 市において常勤の監査委員を設置している市の給料月額の平均値をもって決定する。
②	多摩 26 市において常勤の監査委員を設置している市の、市長の給料月額に対する常勤の監査委員の給料月額の割合に合わせる。
	他の常勤特別職（市長、副市長、教育長）、特に市長のそれとのバランスを考え、各市の市長の給料月額に対する常勤の監査委員の給料月額の割合を算出し、この割合の平均値をとって決定する。
③	多摩 26 市に加え、常勤の監査委員を設置している類似団体の市長の給料月額に対する監査委員の給料月額の割合に合わせる。
	考え方は②と同様であるが、多摩 26 市に加え、全国の類似団体における各市の常勤特別職、特に市長の給料月額に対する監査委員の給料月額の割合を算出し、この平均値等をとって決定する。

○ 給料額決定の方向性

給料額決定の方向性について、審議会が出された主な意見は、以下のとおりである。

(1) ①案が適当とする意見

- ・ 負担の大きい仕事だと思うので、給料額の高い①案でも②案でもいいと考える。
- ・ 本来監査というものは、員外監事のように外部から人を入れた方がよいという考え方がある。そのことに関連すれば、市長の給料額とのバランスとも言われているが、もう少し金額が高くていいのでは、その方が頑張ってもらえるのでは、という考えはある。ただ、他の委員の方が②案がいいというのであるならば、それを否定するものではない。

(2) ②案が適当とする意見

- ・ ③案については、多摩地区以外のところの行政で、かなり幅があるように思う。全国一律ではなく地域性を考慮する必要があることから、②案が妥当であると考ええる。
- ・ 社会経済状況が類似している近傍類似の団体の中からピックアップするとよいと思うので、①か②案。さらに、立川市長の給料額を加味できるという意味で、立川市に係る要因を考慮できることから、②案が妥当であると考ええる。

- ・ ③案については、大変遠方の全く状況の違う市を比較することになるため、市民の理解を得にくい。その意味で 26 市の類似都市との比較が一番適当だと思うが、常勤の監査委員を入れている市が少ないことから、類似都市以外の市も含めた比較ということで、立川市の他の常勤特別職とのバランスをとるという意味でも、②案がよいと考える。①案については、今後も審議会に諮問がされるという流れを考えると、適当ではない。
- ・ 常勤の監査委員を設置している他市の中でも監査委員の役割というものは、市の大きさや取り組み方によって、様々なのだろうと思う。そのため、給料額の比較というやり方で決めていいものかは少し引っかかるところはあるが、3つの案の中では②案が適当であると考えている。
- ・ 市長の給料額が計算に入っていることや、③のように東京から離れた遠方の市の数字が比較されていないことから、②案が立川市民の理解が得られる案だと考える。
- ・ 他案と比べ、②案がベターであると考えている。

(3) ③案が適当とする意見

- ・ 1) 客観的で合理的である。他市と比較しやすく、市長給与改定時に自動連動可能である。
- ・ 2) 説明しやすい。市民や議会に「全国的なバランス」として納得されやすい。何故なら多摩 26 市に加え、全国の類似団体における各市の常勤特別職、特に市長の給料月額に対する監査委員の給料月額の割合を算出し、この平均値等をとって決定することが良い。
- ・ 3) 制度として安定していて他特別職との水準整合がとれる。

ポイントは政策目的が「地域の相場に沿った現実的な報酬設定」であるか、政策目的が「制度的合理性・他団体との整合性」であり、案③は後者である。ただし留意点として、立川市は財政規模も中核市規模と比較してやや小さいため、慎重に段階導入を検討する必要があること、市長給与連動モデルは、市長給与が大幅に増減した場合の影響を検証しておくことが望ましいことがあげられる。

まとめとして、立川市における常勤監査委員の給与額は、市長給与月額の 65%を目安とし、初年度（2025 年度）は月額 677,000 円を基準とする。期末手当・退職手当は市の特別職の現行制度に準じる。市長給与改定時には連動して見直す。

また、立川市は、中核市の中では財政規模がやや小さい部類に入る一方で、都内の順位や全国平均と比べると比較的しっかりした基盤を持つ自治体といえる。この点を踏まえると、市長給与連動モデル（例：65%適用）を導入する際には、中核市よりも保守的な割合の設定や、段階的な導入でも説明しやすくなると思われる。

○ 審議会委員名簿

役職	氏名	区分	団体名
会 長	松井 望	学識経験者	東京都立大学
職 務 代 理	横幕 玲子	消費者関係	立川市消費者団体連絡会
	金子 波留之	農業関係	立川農業振興会議
	田尻 隆子	公募市民	
	富上 雅好	医療関係	立川市三師会
	中川 夕香	商工関係	立川商工会議所
	西手 正光	自治会関係	立川市自治会連合会
	宮本 直樹	公募市民	
	森 比呂志	公募市民	
	山田 廣幸	公募市民	

(会長、職務代理以外の委員は五十音順)

○ 審議の経過

回	開 催 日	主 な 内 容
1	令和7年7月7日	・ 辞令交付 ・ 諮問 ・ 資料説明 ・ 諮問内容に関する検討（フリートーキング）
2	7月28日	・ 給料額について ・ 答申案について

○ 参考資料

諮問事項の審議にあたり、以下に掲げる資料を参照しながら検討を進めた。

- 1) 特別職の報酬等についての自治省の見解と指導の状況
- 2) 常勤の監査委員の設置目的と経緯
- 3) 東京都26市及び類似団体の市長等及び常勤の監査委員の給料月額